

雇用保険料率のお知らせ

労働保険料の算定に使用する雇用保険料率は以下のとおりです。
保険料算定の際はお気をつけください。

－雇用保険率表（平成22年4月1日改定）－

事業の種類	平成21年度（確定保険料の計算に使用）			平成22年度（概算保険料の計算に使用）		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産 清酒製造の事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

※ 雇用保険被保険者の範囲については、裏面をご覧ください。

なお、新たに労働者の方を雇い入れた場合には、その都度、公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

年度更新の手続き等についてのお問い合わせはコールセンターへ！
0120-93-5059

※携帯・自動車電話・PHSからもご利用になれます。

※IP電話については、契約内容によって利用できない場合もありますのでご了承ください。

※電話がつながりにくい場合は、最寄りの労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

（受付時間）

月～金曜日：9時～17時まで（土日を除く。）

※開設期間は、平成22年5月24日（月）～7月16日（金）までとしています。

その他、労働保険制度については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/index.html>

雇用保険の適用範囲が拡大されました

- 平成 22 年 4 月 1 日から、雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

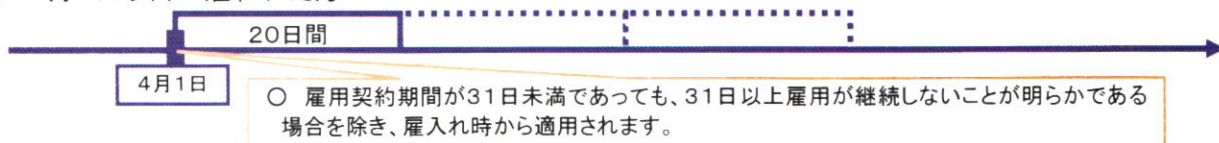
- 【旧】 ○ **6ヶ月以上**の雇用見込みがあること
○ **1週間の所定労働時間が20時間以上**であること

- 【新】 ○ **31日以上**の雇用見込みがあること
○ **1週間の所定労働時間が20時間以上**であること

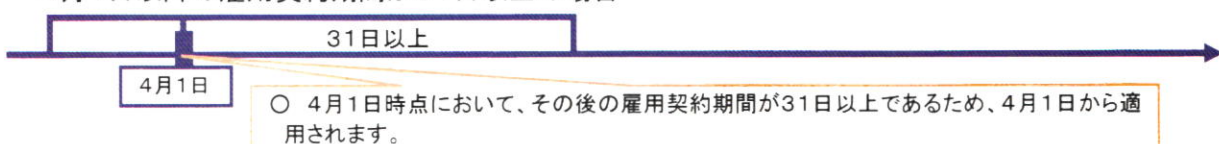
- 「**31日以上**の雇用見込みがあること」とは…
- **31日以上**雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。
 - このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が**31日未満**であっても、原則として、**31日以上**の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。
 - ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり**31日未満**での雇止めの明示がないとき
 - ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が**31日以上**雇用された実績があるとき

- ◇ 4月1日以降における取扱いは以下のとおりとなります。

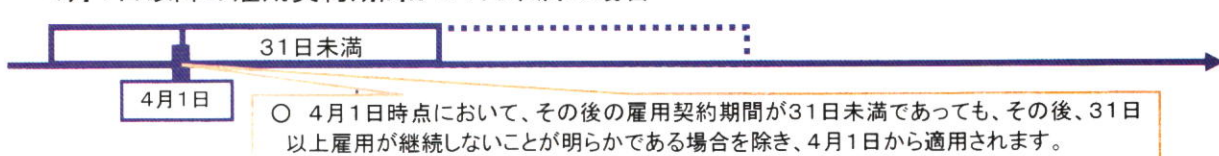
- 4月1日以降に雇われた方



- 4月1日以前から雇われていた方
・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日以上**の場合



- ・ 4月1日以降の雇用契約期間が**31日未満**の場合



- ※ 適用要件に該当する労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。
- ※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

雇用保険被保険者の適用範囲、被保険者の加入手続に関するお問い合わせは、**最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずねください。**